

# 新宿区教育委員会会議録

## 平成18年第12回定例会

平成18年12月12日

新宿区教育委員会

## 平成18年第12回新宿区教育委員会定例会

日 時 平成18年12月12日(火)

開会 午後 2時01分

閉会 午後 4時37分

場 所 新宿区役所6階第4委員会室

### 出席者

#### 新宿区教育委員会

委 員 長	内 藤 頼 誼	委 員	熊 谷 洋 一
委 員	木 島 富士雄	委 員	白 井 裕 子
教 育 長	金 子 良 江		

### 説明のため出席した者の職氏名

次 長	今 野 隆	中央図書館長	小 柳 俊 彦
教育政策課長	渡 部 優 子	教育指導課長	木下川 肇
教育環境整備課長	小 池 勇 士	学校運営課長	杉 原 純
副 参 事	山 田 秀 之	生涯学習振興課長	本 間 正 己
生涯学習財団 担当 課 長	小野寺 孝 次		

### 書記

教育政策課管理係長	久 澄 聰 志	教 育 政 策 課 管 理 係 主 査	伊 丹 昌 広
教育政策課管理係	岩 崎 鉄次郎		

## 議事日程

### 議案

- 日程第1 議案第57号 新宿区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第2 議案第58号 新宿区幼稚園教育職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則
- 日程第3 議案第59号 新宿区立の小学校、中学校及び養護学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 日程第4 議案第60号 第七次・学校適正配置計画について

### 報告

- 1 平成18年第4回新宿区議会定例会における代表質問等答弁要旨について（次長）
- 2 第8回・第9回西戸山地区中学校統合協議会について（教育環境整備課長）
- 3 西戸山地区中学校統合に伴う区道22-980号線の廃止について（教育環境整備課長）
- 4 第16回四谷地区三小学校統合協議会について（教育環境整備課長）
- 5 四谷子ども園の園歌・園章について（副参事「四谷子ども園開設準備等担当」）
- 6 新宿区子どもほっとライン状況報告について（教育指導課長）
- 7 新宿区社会教育委員の委嘱について（生涯学習振興課長）
- 8 入学前プログラム事業の実施について（生涯学習振興課長）
- 9 その他

### 協議

- 1 「教育行政の推進にあたって」について（教育政策課長）

開 会

内藤委員長 ただいまから、平成18年新宿区教育委員会第12回定例会を開会します。

本日の会議には全員が出席しておりますので、定足数を満たしています。

本日の会議録の署名者は、熊谷委員にお願いします。

議案第57号 新宿区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則  
の一部を改正する規則

内藤委員長 それでは、議事に入ります。

「日程第1 議案第57号 新宿区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則」を議題とします。

議案第57号の説明を教育政策課長からお願いします。

教育政策課長 それでは、議案第57号でございます。件名でございますけれども、「新宿区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則」でございます。

概要を見ていただけますでしょうか。概要で説明させていただきます。

新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正に伴いまして、昇格時対応号給表を改めるほか、規定を整備するものでございます。

主な改正内容でございますが、1番、給料表の改定に伴いまして、昇格時対応号給表を改めるということにつきましては3つの要素がございまして、1つが、給与改定がございまして、これが0.41マイナスでございます。地域手当が1.0プラスされました。それから3つ目が、給料のフラット化でございまして、中高年の下げ幅を多くするということの3つの要素がございましてこういう改正になったわけでございます。

議案の方の後ろから2枚目をごらんください。

2番のところでございます。2番の、新たに職員となった年度に経験年数を有する者の初任給の決定において、その者が4月1日に採用されたならば決定されたであろう号給を下回ってしまう場合について、不利益が生じないように規定を整備するというものでございます。これは採用された職員の初任給を決めるときに、前歴加算として経験年数が加味されます。そのときに、4月1日採用者と4月1日以降採用者の初任給決定の均衡を図るための規定を

整備するというものでございます。

施行日が19年1月1日でございます。

今、表の見方を説明させていただきますと、1番のところでございますが、1番のさらなる説明でございますけれども、後ろから2枚目のところで、例えば10のところ、一番左側の号給の10のところを見ていただきますと、1級の10号俸の方が2級にかわる場合については、2級の2号になる。現行と改正が同じでございます。それで、1級の10号の方が3級になると、3級の1号になるということの表の見方でございます。

具体的な改正については、次ページでございます。次ページの最後の方でございますけれども、昇格した日の前日に受けていた号級、この122号を見てください。ここから変わってございます。ですから、1級の方が2級にかわっても全く変わりはありませんけれども、1級の方が3級にかわった場合に、現行が58号だったのが改正後は57号になるというふうな変わり方が一番の具体的な説明でございます。

以上が57号議案の説明でございます。

内藤委員長 説明が終わりました。御意見、御質問をどうぞ。

これは条例の改正に伴う規則の整備ということで、このこと自体は必ずやらなければいけないということであって、特に問題はないと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ほかに御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

「議案第57号 新宿区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則」を、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

内藤委員長 議案第57号は、原案のとおり決定いたしました。

#### 議案第58号 新宿区幼稚園教員職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則

内藤委員長 次に、「日程第2 議案第58号 新宿区幼稚園教育職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則」を議題とします。

議案第58号の説明を教育政策課長からお願いします。

教育政策課長 議案第58号でございます。件名につきましては、「新宿区幼稚園教育職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則」でございます。これも条例改正に伴う規則改

正でございます。

議案の1ページをお開きください。

条例では、本則が18%で附則で13%の範囲内と定めてございますので、改めて規則で13%、この条文によりますと、「第2条中「100分の12」を「100分の13」に改める」ということで規定させていただいたものでございます。

以上でございます。

内藤委員長 説明が終わりました。御意見、御質問をどうぞ。御意見、御質問ありますか。

これも、先の議案第57号とほぼ性質が同じもので、条例の一部改正に伴う規則の改正ということで、よろしいと思いますが、いかがでしょう。

ほかに御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

「議案第58号 新宿区幼稚園教育職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則」を、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

内藤委員長 議案第58号は、原案のとおり決定いたしました。

議案第59号 新宿区立の小学校、中学校及び養護学校の非常勤の学校医、学校  
歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の  
一部を改正する規則

内藤委員長 次に、「日程第3 議案第59号 新宿区立の小学校、中学校及び養護学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則」を議題とします。

議案第59号の説明を教育政策課長からお願いします。

教育政策課長 第59号議案でございます。件名は「新宿区立の小学校、中学校及び養護学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則」でございます。

概要で説明させていただきますと、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令等の改正に伴いまして、傷病等級ごとの障害の状態等について、規則で定めることとするとともに、条例から削除した条項を定めるほか、規定を整備するものでございます。

主な改正内容でございますけれども、1番は(1)から(3)まででございます。1番で

ございますけれども、「条例から削除した条例別表第2～4で定める傷病等級ごとの障害の状態等について、規則別表第1～3で定めることとする。」ということでは、議案の後ろから4ページ目、新旧対照表をごらんください。4ページ目の裏からでございます。これが新旧対照になってございまして、改正前と改正後で、(1)番のところは、別表第1のところ、条例では別表第2でございますけれども、規則では別表第1になっています。規則に条例をそのままのものを規則に落とし込んだだけでございます。これは(1)番でございます。

次に(2)番でございますけれども、これは別表第2のところ、その下のところでございます。条例では別表第3でございますが、規則では別表第2でございます。例えば別表第3の条例のところでは、傷害補償表、これは「等級」と書いてございますけれども、これを別表第2、改正後では「障害等級」というふうに直してございます。これが(2)の改正点でございます。

このほかにも、次のページの第7級の一番下の方でございますけれども、改正前は「著しい運動障害を残すもの」、それが改正後に「著しい障害を残すもの」ということで、「運動」という文字を取ってございます。

次に、例えば第8級でございますけれども、第8級の(11)でございます。改正前は「脾臓又は一側の腎臓を失ったもの」、これが次ページの11級の(10)番、これが改正後になりまして、「胸腹部臓器に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの」というふうになってございます。

次の、その隣でございますが、改正前の(10)につきましても、「胸腹部臓器に障害を残すもの」が、改正後は13級の(6)「胸腹部臓器の機能に障害を残すもの」というふうになってございます。

これが(2)の改正点でございます。

次、(3)の「介護補償に係る障害について、規則で定めることとする」というところでございますが、一番最後のページでございます。これが別表の第4、これが条例でございますけれども、規則では別表第3になりまして、条例を規則に落とし込んだというものでございます。

それが1番の説明でございます。

2番でございますけれども、条例から削除した遺族補償年金を受けることができる遺族の障害の状態について、規則で定めることとする。」というのが2つ目の改正点でございます。

3つ目が規定整備でございまして、(1)番が、「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する

法律の施行に伴い、「監獄」を「刑事施設」に改める。」ものが1つ目でございます。

2つ目の規定整備につきましては、「公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令施行規則の規定にならい、第8条の見出しを「生涯補償年金差額一時金」に改める。」というものでございます。

これはいずれも施行日が19年1月1日でございます。

以上でございます。

内藤委員長 説明が終わりました。御意見、御質問をどうぞ。

白井委員 質問なんですが、今の障害の等級、後ろから4ページで、1級からずっと、改正前と改正後と対照表が出ているのですが、7級、9級、11級、13級のところが抜けているのは何か理由があるのでしょうか。

教育政策課長 今お手元にいったない部分は変わってない部分でございますので、特にお渡ししてないということでございます。全部出せばよかったのですけれども、それを全部印刷しないで、その部分は抜かしてお渡ししたということでございます。ですから、表そのものを全部お渡しすればよかったということでございますけれども。

白井委員 そうすると、左側が改正後ということで、この改正後の例えば7級のところは、右側のがそのまま入ったものになるという解釈でよろしいですかね。

教育政策課長 はい、そういうことでございます。

内藤委員長 これは非常に微に入り細にわたって定めていますが、公務災害補償、実際問題としてどのぐらい出ているのですか。災害補償をしたという実績はどのぐらいありますか。

学校運営課長 新宿区では記録に残ってございませんが、この学校医に関する身分移管ですか、平成14年度に区に移るまでに、23区全体で数件あったという程度と聞いてございます。

内藤委員長 木島先生、何か御意見ありませんか。

木島委員 特にないのですけれども、その何件があったということは、これはいわゆる校医が学校の現場に行く、行き帰りの交通事故なり何なりのことですかね。

学校運営課長 何分新宿区で起きた例でもございませぬので、詳細は承知してございませぬ。

教育政策課長 委員長すみません。お渡ししている概要の一番下の方の第59号議案の3番、規定整備の(2)でございますけれども、最後の方の「生涯補償年金差額一時金」ですが、このショウガイというのは、「障害」でございますので、ミスでございますのでお直しいただければと思います。

内藤委員長 「障害補償」ね。はい。



よろしいでしょうか。

ほかに御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

「議案第59号 新宿区立の小学校、中学校及び養護学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則」を、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

内藤委員長 議案第59号は、原案のとおり決定いたしました。

#### 議案第60号 第七次・学校適正配置計画について

内藤委員長 次に「日程第4 議案第60号 第七次・学校適正配置計画について」を議題とします。

議案第60号の説明を教育政策課長からお願いします。

教育政策課長 議案第60号でございます。件名は、「第七次・学校適正配置計画について」でございます。

議案の説明をさせていただきます。ページをおめくりください。

「第七次・学校適正配置計画（案）」でございます。「統合」でございます。「1 西戸山中学校と西戸山第二中学校を対象として、2校を1校に統合する。」

「実施時期」、2番でございますが、「統合の実施時期は、平成23年4月1日とする。」

「統合新校の校地」でございます。「3 統合の新校舎は西戸山中学校の跡地に建設する。また、新校舎の建設期間の西戸山中学校の仮校舎として、平成20年4月1日から、旧戸山中学校（現西早稲田中学校）を使用する。」

「校名」、「4 新校の名称は、「新宿区立新宿西戸山中学校」とする。」

「通学区域」、「5 西戸山中学校と西戸山第二中学校の通学区域を併せて一通学区域とする。」

以上でございます。

内藤委員長 説明が終わりました。御意見、御質問をどうぞ。

これは、統合に至るまで西戸山第二中学はそのまま現校舎で授業を続け、一方西戸山中学校は、これまた統合によってあく旧戸山中学校に入って、新校舎ができたなら、西戸山中学校の跡地にできた新校舎に、そこで初めて統合、そういう形になるわけですね。

教育環境整備課長 そのとおりでございます。

内藤委員長 たしか報告の方にもあると思いましたがけれども、保護者並びに地域の方々は、  
どうでしょうか、これで納得というか、満足というか、不安感は持ってないでしょうか。

教育環境整備課長 基本的にはことしの3月に統合合意という形で文書もいただいております  
ので、おおむね了解をいただいているというように認識しております。

内藤委員長 何か御意見ありますか。

熊谷委員 この案については特に私は他意はございませんし、今まで努力されてきて、その  
成果がやっとうして案としてまとまったということで、大変ご苦労さまだと思いますけれ  
ども、これは第七次ですけれども、今まで一次からどういう経過で来て、それからこれは第  
何次まで続くのか、ちょっとその辺の見通しが、適正配置というのは将来にわたって新宿区  
の教育の根幹にかかわる問題なので、その辺について、この経緯と、それから第何次がど  
ういう形で動いていくのか、その辺、もしおわかりだったら教えていただけるとと思いますが、  
よろしくをお願いします。

教育環境整備課長 基本的には第一次が実施年度といたしましては平成7年から始まってご  
ざいます。こちらが四谷第五小学校、第七小学校の統合というような形になってございます。

次に第二次ということで、平成9年度に入りまして、主に淀橋地区の学校が、小学校が4  
校、中学校が2校、それぞれ2校1校、小学校2校、中学校1校というような形になってい  
る。

そして三次になりまして、牛込地区の牛込原町、仲之と。四次が3年度になりまして、四  
谷第一、第二中学校でございます。

第五次が、今度戸塚、大久保地区に参りまして、今建設中の西早稲田中と新宿中という  
ような形になってございまして、その後、第六次が今度開校いたします四谷小学校、第七次が  
西戸山地区の中学校ということでございます。

今後の予定ということでございますが、あくまで今のところ平成4年の適正配置の審議会  
の答申あるいは14年に策定いたしました適正配置のビジョン、これに基づいて行っておりま  
す。それで現在のところ、14年度の計画にいたしましても、若干状況変化がございますので、  
その辺の変化を踏まえた上で、若干の見直しをした上で今後地域に入っていくというような  
ことでございますので、具体的にどの地域といったようなところはまだ明確に申し上げる段  
階ではないというふうにご理解いただきたいと思います。

熊谷委員 ありがとうございます。大体2年でやっていくと。今後については、これはい  
わゆる人口の推移もありますし、転入転出もありますし、いろいろその中で、どこかで見直

しをしてまた順次進めていく、こういうふうには理解してよろしいですか。

教育環境整備課長 ちょうど今が耐震補強工事等をして、施設面の部分でも若干状況変化がある。また、今委員御指摘の人口推計の部分でも若干変化があるといったようなことがございますので、できるだけ早い時期にそういった見直しをかけて今後の対応に備えていきたいというふうに考えております。

内藤委員長 ほかに御質問。

熊谷委員 しつこいように申しわけないのですが、そういう質問をさせていただいたのは、これはどんどん進んでいくと、もちろん基本となる小学校の教育の問題もそうなんですけれども、地域の中でかなり、いわゆる統合されて残っていく、その学校施設なり、あるいは土地なり、そういうものが結果的にはふえていくわけですね。既に跡地の利用が決まっているものもあるでしょうし、あるいはこれからということもあるでしょうし、その辺を多分、教育委員会から土地の所管が移ることも十分考えられるので、ぜひ区として、その跡地も含めた総合的な計画みたいなものに生かしていただきたいというか、それがいずれ新宿区が将来それなりの区民の期待にこたえられるような、そういう学校の適正配置をやることによって、新宿区自体がまたさらに全体としてよくなる、つまり教育はすべての環境もかかわっていますから、何かそういう視点で、もう第七次まで来ているわけですから、その辺についてぜひ御検討していただければというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

内藤委員長 確かに適正配置って、生徒数、児童数に合わせて学校を統合していくというだけじゃなくて、やはり大きなプランを新宿区として持つべきだと思いますね。とりわけ学校は地域の人たちに親しまれてきたということと、もう1つ非常にいい立地にあることが多いので、そこを核にしてまちづくりに役立てるということはぜひ考えてもらいたいと思います。

ほかにございますか。

ほかに御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

「議案第60号 第七次・学校適正配置計画について」を、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

内藤委員長 議案第60号は、原案のとおり決定いたしました。

以上で本日の議事は終了いたしました。

いて

- 報告 2 第8回・第9回西戸山地区中学校統合協議会について
- 報告 3 西戸山地区中学校統合に伴う区道22-980号線の廃止について
- 報告 4 第16回四谷地区三小学校統合協議会について
- 報告 5 四谷子ども園の園歌・園章について
- 報告 6 新宿区子どもほっとライン状況報告について
- 報告 7 新宿区社会教育委員の委嘱について
- 報告 8 入学前プログラム事業の実施について
- 報告 9 その他

内藤委員長 次に、事務局からの報告を受けます。

なお、本日は、次長及び教育環境整備課長が所用で途中退席しますので、初めに、報告1から報告4までについて一括して説明を受け、質疑が終了した後、報告5から報告8までについて一括して説明を受け、質疑を行います。

それでは、報告1から報告4まで、事務局から説明をお願いします。

次長 それでは、第4回区議会の定例会における代表質問等の答弁の要旨でございます。

12月8日、ことし最後の本会議ということで、第4回定例会での質疑、ごらんいただければおわかりのとおり、いじめ関係が大変多うございまして、大分答弁の方もダブってございますので、ダブリのところはちょっと割愛させていただきながら、何点が御報告させていただきたいと思います。

まず、1ページ目でございます。自由民主党新宿区議会議員団の代表質問でコミュニティスクールについて聞かれております。コミュニティスクールについては、教育委員会の中でも、たしか委員協議会が何かで取り上げさせていただいたことが一度あるかと思いますが、それ以降、そんなに詰めた議論はしてないと思います。たまたま質問者が四谷を地盤とする方ですので、四谷の中学校がコミュニティスクールの文部科学省のモデル指定を受けていたというようなことで、かなり具体的な懸案事項についていろいろ質疑を受けてございます。

学校運営協議会、これがいわゆるコミュニティスクールですけれども、人選と人数、あと学校評議員という制度が現在あるわけございまして、そちらとの関連のこと。それと学校運営協議会の権限。あと、コミュニティスクールの場合には教職員の人事への意見を入れることになってございますので、そのあたりのこと。あと指定取り消しのことだとか、今学校の中で、PTAはもちろんですけれども、スクールコーディネーターとかいろんな方たちが

御活躍いただいているわけで、そちらとの関連のことだとか、もっと具体的に、四谷中学校の今後のことについてもお聞きになっています。

それで、答弁でございますけれども、先ほど申し上げたように、コミュニティスクールについて事務局の方で具体的に詰めている状況ではございませんので、いざ学校運営協議会制度を実施するとなると、教育委員会規則を定める必要があります。その検討もいずれしなければいけないのですが、現在の段階では文部科学省の設置の手引きというものがございまして、おおむねそれを引用するような形で御答弁申し上げております。

あと、学校評議員の制度とのかかわりでございますけれども、今現在でも学校評議員という制度がございまして、地域の各界の代表の方といいますか、現状では校長の諮問機関というか、相談申し上げているような、そういう役割を果たしているわけですが、それもうまく機能すれば、学校運営協議会というわけにはいきませんが、それに近いような機能を果たすことも可能だということで、現段階では学校評議員制度をもう少し機能させるようなことが必要なのかなと。

そこで答弁の中でも、下の方に、「学校評議員へ情報提供を十分行うとともに意見交換の場を確保していく。」ということも申し上げております。

それと、「学校評議員の見直しを図りつつ、学校運営協議会への移行については、地域の実情等を勘案し判断したい。」こういうふうに答えさせていただいております。

2 ページ目ですけれども、この学校運営協議会制度の一番大きな特色と言っているのだと思いますが、教職員の人事に関する意見も言える、その部分でございますけれども、上から4行目、「教職員の人事に関する意見については、尊重されなくてはならない。また、これまでの校長の意見具申権、区教育委員会の内申権には変更はないが、運営協議会の意見と調整するよう留意する必要がある。」こういうふうに答えています。

次に、いじめについてなんですが、2 ページ目の下の方に、いじめの現状と把握、新宿区独自の対応、いじめのない学校づくり、その辺の御質疑です。

答弁といたしまして、これは教育委員会の現状の把握ということですが、3 ページ目の冒頭に、「ふれあい月間」、そういう名称でいろいろいじめ関係の調査とか報告を受けているわけです。「ふれあい月間」での調査や毎年度末に実施される「問題行動調査」において、確実に報告を受けている」これは学校からの報告ですが、と申しますのも、教育委員会の方にそういう報告が来てないのではないかという、そういう新聞報道等もありましたので、その関連でお答えしているわけですが、確実に報告を受けていると認

識しているが、今後、いじめが発見された場合には、速やかに教育委員会に報告がなされるよう指導を徹底したい。」

それと、新宿区の取り組みについて、その何行か下に、これも御案内のことですけれども、12月1日に「新宿子どもほっとライン」を開設しました。これの現段階での相談の状況については、きょうもこの後、報告がございます。

それと中段のところでございますけれども、いじめのない学校づくりということで、いじめは絶対に許されないという、そういう認識、これを全教職員が持つということ、それと「具体的ないじめの防止のための授業についても考えていく必要がある。いじめは深刻な問題であることを具体的な事例をあげながら考えさせるような学習プログラムを開発していく。学校でこれまで行っている「命の教育」をさらに充実させ、いじめの防止のための授業との両輪の学習プログラムで、いじめのない学校づくり、地域づくりに努める。」このように答えております。

ちょっと重複しますので少し飛ばしまして、5ページ目でございます。これは民主党新宿区議会議員団の代表質問ですけれども、子どもの安全と地域に開かれた学校、今の子どもと教育を取り巻く環境、ちょっと項目が大分大きな聞き方ですので、答弁的を射ているかどうかちょっとはっきりしないのですけれども、要はこの会派の主張は学力偏重社会でこういういじめとかの歪みが生じているのではないかと、そういう聞き方なんです。

それで、6ページ目の中段でございますが、これは「確かな学力の育成」ということを言っております、要は学歴偏重という、そういう御指摘を受けておりますので、「確かな学力の育成」ということに言及しまして、「生きる力の一つである確かな学力とは、決して知識理解や技能のみをさすのではなく、思考力、判断力、表現力をも含み、学ぶ意欲を重視したものである。」

それともう1つ聞かれているのは、開かれた学校というくだりなんですけれども、学校の安全という中で、ハード面の整備、例えばオートロックであるとか非常通報装置であるとか、今度防犯カメラも今学校に入れているのですけれども、そういうふうに学校を物理的に閉じてしまうというか、入れなくしてしまうようなことをしているのは、それはどうかというように、そういう御指摘です。

それに対する答えとしては、「教育委員会では、学校への不審者侵入事件を受け、これまで、モニター付きインターホンや通用門のオートロック設置など、より学校の安全管理を高める施設整備を行ってきた。また、こうした防犯設備整備に加え、学校内外における子ども

の安全を確保するため、「地域に開かれた学校づくり」を進め、一定のルールのもと、学校に多くの地域の方が訪れ学校活動への協力を得て、多くの大人の目を増やすことが重要である。」ハード面の整備でなくて、マンパワーといいますか、そちらの方にも力を入れていきたいという、そういう答弁でございます。

それと、その下に、学校選択制についてということで質問を受けていますけれども、これは学校選択制というよりも、その結果小さくなってしまっている学校がある、その小規模校は小規模校で運営したらいいのではないかという、そういう御質問です。

それに対しては、さらっと答えているわけですが、上段の真ん中のちょっと上ぐらいですけれども、「地域と協働で運営する小人数学校のよさもあると考えるが、教育委員会としては、都市部における学校配置のあり方として、常に適正な規模の確保を念頭におく必要があると認識している。」そういうふうにお答えさせていただいております。

それと、7ページ目の下の方に、日本共産党新宿区議会議員団の代表質問でして、大分ダブっているところがありますので、ちょっと8ページ目の方に進ませていただきまして、8ページ目の後段で、いじめ関連で、養護教諭やスクールカウンセラーの位置づけとか、そういったことも言っているのですが、杉並を例に、新宿区でも正規教員を採用すべきでは、まあ教員の数をふやせと。教員だけではなくていろいろと人を入れろというような御指摘、そういう御質疑でございます。

9ページ目に教員の採用については簡単に触れております。9ページ目の中段の最後のところですが、区独自の正規教員採用については、任用上の問題だけでなく、多大な独自財源を確保することは、困難であるため、慎重に考える必要がある。」こういうふうに言わせていただいております。ただ、御案内のとおり、区費講師とかは新宿区でもかなり採用させていただいているということでございます。

それと、新宿区議会公明党でございますが、代表質問の中で、放課後全児童対策について聞いております。新宿区では放課後子ども広場という名称で事業を実施するわけでございます。来年度6校モデル校を立ち上げることになっております。

その辺についての答弁ですが、10ページ目の上から2段目ですけれども、今回のモデル校の選定は教育委員会と福祉部が協議して決めさせていただいて、学校に依頼したわけです。この広場を選定するにあたって3つ選定基準を挙げております。

「第一は学童クラブの定員超過で児童館の一般利用の子ども居場所が制約されている学校」、「第二は学区域内に放課後に自由に遊べる児童館がない学校」、「第三は学校内に学

童クラブがあり、教育委員会と福祉部のモデル的連携が可能な学校」、「以上三つの基準により、緊急性・必要性等を総合的に判断して、モデル校を選定した。」こういうふうに答えさせていただいております。

それと、何段か飛びまして、「PTAや地域との連携は、従来の居場所づくり事業等との連携を積極的に図るなど、地域の実情に合わせて、PTAや地域にボランティア等の協力を得ていく。」ただ、ボランティアのことだけ言いますと、また地域にいろいろと押しつけるのかというような声もしばしば聞かれますので、その辺をもう少しわかるように言っているのですが、安全の確保の面で、管理責任者及び遊び支援者、学び支援者等の人的配置に加え、地域ボランティアの協力を得るとともに、危機管理対応をしていくということなんですけれども、最低限の人員配置等は行政サイドでやりますというようなことを言っているわけです。

「また、子どもの安全性の面から、終了時間の設定についても、季節により変更の検討を進めている。」まあ日没、日が暮れるとどうなのかということも御指摘を受けますので、その辺の検討もさせていただいているということでございます。

それと、11ページ目ですけれども、これは図書館の環境整備について聞かれておりますので、答弁の方はちょっと簡単に引用させていただきますけれども、12ページ目の中段、教育長の答弁といたしまして、「平成17年3月に図書館運営協議会から「区立図書館サービスの基本的なあり方について」の提言をいただいた。この提言を受け、地域図書館の夜間1時間延長、全館祝日開館、子ども図書館の開設やビジネス支援サービスなど新たな図書館サービスを実施してきた。今後は、区立図書館のグランドデザインとして、「区立図書館の基本方針」を策定する予定である。」こういうふうに答えさせていただいております。これも御報告の中にあつたかと思えますけれども、耐震補強工事の日程がちょっとずれ込んでしまいました。施設整備面では若干今予定どおりいなくなってしまうような状況もありますけれども、いずれにしても少し、いろんな面から検討し直す必要があるというふうに考えてございます。

12ページ目の一番下に、小中連携教育の推進ということについて聞かれています。これについての答弁は13ページにございます。13ページの冒頭ですけれども、「教育委員会としても。教育委員の協議や校長会との協議等の場において、小中連携教育の必要性について検討してきた、その結果、一人一人の子どもの成長の視点から、小学校と中学校にかけて、学校間の垣根を取り払った9年間を見通した発達段階に応じた指導を行うための小中連携を進める必要があるとの共通認識を得た。」このあたりは実際に教育委員の協議会、あと校園長会、



校長会との協議もさせていただいて、いろんな御意見を出していただいておりますので、その辺の認識も踏まえて、小中連携に踏み出そうということでございます。

それと、小中一貫についても聞かれていますので、その段の一番下の2段ですけれども、「小中一貫教育については、新宿区の実態を考慮したうえで、一貫校のメリット・デメリットを研究し、その必要性を判断していく。」こういうふうに答えさせていただいております。

それと、最後でございますけれども、13ページの花マルクラブの質問の中で、いじめ問題なんですけれども、いじめない子どもに育てることも大事だが、いじめに負けない子どもを育てることも大事なことと思うがというような、こういう質疑を受けておりますので、それに対する答弁を紹介いたします。

14ページの一番最後なんですけれども、「いじめに負けないような子どもを育てていくことも大切であるが、深刻ないじめの場合は、励ますことが逆効果を生じることもある。」  
「教育委員会としても、生徒会活動を盛んにして、いじめを許さない風土を作り、子どもたちの自己解決力をつけていくよう働きかけ、指導していくことも必要であると考え。」このような答弁をさせていただいております。

概略以上でございます。

教育環境整備課長 それでは私の方から3件まとめまして御報告させていただきます。

まず1点目でございます。第8回、9回の西戸山地区中学校統合協議会についてでございます。

先ほど議案でご承認いただきました西戸山地区中学校の適正配置に関するものでございます。第8回が11月17日、第9回が12月8日に開催してございます。

ペーパーの3番目、開催内容のところでございますが、第8回目につきましては、(1)で諸報告のところでございます。地区計画の道路の整備に関する事、また先ほどございました学校適正配置計画(案)についてのこと、また地域説明会の開催について。そして区道廃止に向けた区への要請文についての確認をしてございます。

(2)といたしまして、新校校名についてということで、8日の段階ではこちらにございます4校に絞り込んだ形で再度持ち帰り次回決定という形になってございます。

引き続きまして第9回目でございますが、これは12月4日と6日に地域説明会を実施しております。それについての御報告と、あわせて(2)で新校校名についてということで、先ほど申しました4候補に絞り込んだものを持ち寄りまして、最終的に、先ほどございました新宿西戸山中学校に決定したということでございます。

2枚目に12月4日、6日に行われました学校適正配置関係の説明会の報告書がございます。参加人数でございますが、第1回目12月4日については10名、第2回12月6日については21名という形になってございます。主な意見につきましては、後ほどごらんいただければと思います。

引き続きまして、報告の3でございます。西戸山中学校統合に伴う区道22-980号線の廃止についてというものでございます。これにつきましては、西戸山地区中学校の統合に伴いまして、西戸山中学校と西戸山小学校の間にございます区道、これを廃止いたしまして、学校敷地に編入することにより、統合新校教育環境の充実に資するということで、一番に後ろに地図がついておりますので、そちらをごらんいただきたいと思っております。

この22-980号につきましては、こちらのちょうど真ん中あたりにございます西戸山中学校、西戸山小学校とございまして、こちらに現況写真が右側についてございますが、当該路線というところの丸で囲まれた部分が当該道路ということでございます。

1枚目にお戻りいただきまして、まず1といたしまして区道編入の目的でございますが、3行目あたりでございます。「同協議会では」というくだりでございますが、「統合新校を現在の西戸山中学校の校地に建設することと検討している、さきほどあったものでございます。

同校の校庭の面積につきましては、区内中学校11校中の10番目という狭さで2,385平米、あわせまして百人町三、四丁目地区、この地区計画によりまして、南側道路に沿って2メートル後退しなくてはいけないという状況にございます。この後退面積が325.4平米ということで、学校敷地の確保、これが大きな課題となっております。

このような状況の中、より広く学校敷地を確保すること、これは多様な部活動あるいは学校行事の幅が広がるということで、御父兄の方からの要望もかなりございます。また地域にとっても、学校開放等、多様な事業に寄与することができるというものでございます。

区道を編入した場合の想定ということで、校庭面積が現状では約2,400ありますのが2,700平米でございます。トラックについてはごらんの形でございます。

そして、隣接いたします西戸山小学校、こちらと連携いたしまして、校庭を一体利用した場合でございますが、4,400平米ということで、現在、統合後の新宿区の中学校数10校中3番目の広さというような形になります。こういったことで学校行事あるいは学校開放の幅を広げたいということでございます。

これを受けまして、環境土木部の方で、2以下から環境土木部の所管という形になるのか

と思いますが、引き続き簡単に説明させていただきますと、廃止予定区道の概要ということで、先ほど申しました部分でございます。そして8月1日、3日、4日と交通量調査をさせていただきます。こちらにございますとおり、1日当たり歩行者数が317、自転車が360、自動車が76台ということでございます。多くは高田馬場周辺から百人町二丁目、三丁目、あるいは逆の方向に通行するものと推測されるということでございます。

そして3で、この区道廃止についての区の考え方というようなところが書かれてございます。この路線につきましては、両側がすべて学校施設で占められているということがございまして、学校関係を除く沿道利用はないというのが1点ございます。それとあわせて、路線廃止に伴い生じる歩行者の迂回感、あるいは周辺道路へ与える混雑の度合い、こういったものの廃止による影響、これは極めて限定されたものにとどまるのではないかとということと、あわせて、先ほどごらんいただいた地図にもございます。この一帯が区画街路あるいは都市計画道路の整備が進んでいるということもございまして、それが完了すれば地域一帯での道路交通環境の向上が期待できるということも遠因でございます。

裏にまいりまして、路線廃止の効用ということで、先ほど申しましたグラウンド拡張あるいは隣接校との一体利用などが可能になるというようなことで、教育環境の飛躍的な充実が見込まれるというようなことでございます。

また、あわせて、先ほどございました区画街路2号の拡幅に伴うセットバック部分、学校敷地の減少、こういったものもございまして、こういったものにも一定の配慮を行う必要があるというようなことで、これらの状況を総合的に勘案いたしまして、供用廃止についてやむを得ざる措置というふうに区としては判断するというものでございます。

4といたしまして、区道廃止についての地域への周知及び意向確認ということで、まず(1)のところ、統合協議会からということで、去る9月19日に近隣の町会長さんには統合協議会のメンバーから御協力をいただくよう御説明をさせていただきます。括弧にございますが、一部の町会からは、同区道を利用している住民には不便になるという御意見もいただいております。

そして、(2)でございますが、先ほど申しました12月4日、6日に行われました適正配置に関する地域説明会、この場を活用いたしまして、この区道部分についての説明もしてございます。

あわせて、今後でございますが、近々のうちに教育委員会事務局と環境土木部合同で説明会を開催していきたいということで、なお12月8日に統合協議会の方から区長あてに要請書

が提出されてございます。あわせてご紹介させていただきます。

今後のスケジュールでございますが、本日教育委員会にて報告いたしまして、政策教育会議の決定、明日環境建設委員会・文教委員会にて報告させていただきたい。そして予定といたしましては、第1回定例会で議決をいただきまして、何とか19年5月の統合中学校の基本設計には間に合わせたいというふうに考えてございます。

以上が報告3でございます。

次に、報告4でございますが、こちらは四谷地区でございます。第16回の四谷地区三小学校統合協議会についてでございます。開催日時についてはごらんのとおりでございます。

4の開催内容でございますが、諸報告ということで、校歌・校章が確定いたしまして、こちらを策定委員会の委員長より報告していただきました。2枚目、3枚目に、2枚目が校歌の部分、3枚目が校章の部分を添付してございますので、後ほどごらんいただければと思います。

といたしまして統合記念品の仕様を確定いたしましたので、それについての御説明と、現在建設中である四谷小学校建設の進捗状況の報告をさせていただきます。

ここで四谷小学校の校歌、これは子どもたちが歌ったものをご用意しておりますので、ちょっとお時間を拝借してお聞きいただきたいと思います。

(校歌再生)

教育環境整備課長 それでは以上で報告を終わらせていただきます。

内藤委員長 報告4までの説明が終わりました。報告1について、御質疑のある方はどうぞ。報告1、区議会の代表質問等答弁要旨。どうぞ。

木島委員 このいわゆるコミュニティスクールの文書の2ページ目、上から5行目ぐらいの教育長のお答で、「教職員の人事に関する意見については、尊重されなくてはならないという。」ということをお答えして、その後また、意見具申権だとか、区教育委員会の内申権には変更はないがということですが、これはいいことなんですけれども、教員の人事権等は相変わらず東京都ですよ。ここら辺はどういうふうな、例えば新宿区の方にその人事権を譲るとか、そういう話は全然出てないのですか。

教育長 その点についていいですか。

内藤委員長 はい、どうぞ。

教育長 教職員の人事権の移譲については、23区の区長会でも、それから23区の、特別区の教育長会でも、いずれも特別区に人事権を移譲してほしいという強い要望は都教委に伝えて

ありまして、都教委の方も、国からこの人事権の移譲の話があったときに、これは都道府県あてに照会をしているのですけれども、そのときに都教委も、人事権の移譲をする方向で意見を文科省の方に出しているというふうに聞いております。

木島委員 やはりその地区地区というもののいろいろ問題があるわけですから、東京都だって国からその権利を移譲するように要求したわけですね、各都道府県。だから当然の話それが下の方におりてくるのが当たり前ですから、今みたいな時代、どういう方法でそういういじめだとか学校内の問題とか、ましては少子化というような特殊な事情のもとでは、それぞれの地域に人事権をおろしてこないと問題の解決にはならないので、ぜひ区としても強力にその点働きかけてもらった方がよろしいかと思えますね。

教育長 今の点につきまして、これは全国で統一的に制度として考えなければいけないことで、恐らく東京都はそういう意見を文科省に出しましたがけれども、大方の他の道府県は反対しています。

というのは、要は教員の人事異動という点で、例えば東京で言えば島嶼とか、それから山間地、そういうところに人が行かなくなってしまうのじゃないかというような懸念もありますし、そういうことで、全体としては余り移譲することに賛成ではない道府県の意見が強い。

それから、東京都の中でも、市町村についてはやはり反対の意見、要はいい人を23区に取られてしまうというような懸念もあって反対する意見が強いのではないかなと。

ただ、そのこととは別に、私どもが主張している、人事権を移譲することが今この分権の時代に大事だと思っています。その主張は続けていく必要があるかなと思っています。

内藤委員長 ほかにありますか。

まあ東京都だけ実施したっていいんだよね。地方自治の概念から言えばね。立派な都知事もおられることだし、東京都だけやっても。

よろしいですか。

ほかに御質問がなければ、次に、報告2、西戸山地区中学校統合協議会について、御質問のある方はどうぞ。

白井委員 統合の方のご尽力をいただいて、現在まで来たということについては、本当にご苦労さまでございましたというふうに思います。

ただ私は西戸山第二中の学校参観に行きましたけれども、やはり現在でも単学級になっているということと、来年度の募集ですか、ここで16名とさっきちょっと読んだような記憶があるのですけれども、学校としての機能を維持しながら23年まで持ちこたえられるというか、

どのような形でその充実を図っていくのか、その辺どのようなふうを考えていらっしゃるのか、ちょっとお聞きしたいと思っているのです。

教育環境整備課長 基本的には今委員御指摘のように、今年度につきましては1年生は16人という形になってございます。その辺も説明会の方で御質疑がございました。

ただ、基本的には、先ほど議決いただきました適正配置計画の合意の際、当然この議論も出たわけでございますが、西戸山第二中学校側といたしましては、極力23年4月まで学校としても地域としても頑張るといようなことで統合合意に至った経緯がございますので、私どもといたしましても、教育委員会としてもその辺を支援しながら、極力23年4月までの統合を目指して頑張っていきたいというふうに考えております。

教育指導課長 ハード面は今御説明のとおりですけれども、いわゆるソフト面というか教育内容ですけれども、子どもの数が少なくなっても、決めの細かい、教育指導の内容を落とさないということでは、確かな学力推進員は各校に配置しておりますけれども、いわゆる教育補助員として、この統合新校に向けて特別に西戸山二中と西戸山中にはそれぞれ、他校にない特別な配置を区費講師で行っているところでございます。

木島委員 先ほど熊谷委員がおっしゃったように、例えばこれは今はもう進んでいる話はそれはそれでいいのですけれども、やはりこれからいろいろと統廃合というものがいろんな地区で行われてくると思うのですね。今回の西戸山と西戸山二中ですか、それもそうですけれども、地域的にもかなりあそこは小滝橋の近くと百人町のいわゆる山手線の近くというところで、町の事情としても随分違うように思うのですね。だから大変な努力だったろうと思うのです。町の人たちも地域の人たちも随分そこら辺のことを考えられたのだらうと思うのですけれども、区としては大きく考えて、じゃその戸山地区、小滝橋からそちらの方にかけて、どのような町にしたいかというような、基本的なことをまず考えながら、それでこれからあることですけれども、小・中学校の統合ということを考えて行かないと、これからまたさらに地域地域によって統廃合が進んでいくと思うのですね。四谷の方は四谷の方で終わったかもしれないけれども、そういうような町全体として将来新宿区はこの町をどういうふうにしようとしているのかというようなことをやはり大きく考えて、それで統廃合を進めていかないと、単にこことことは近いからここを一緒にしようという考えはちょっと間違いないかなと思いますけれども。

それと、中学校を一緒にした、そうするとその隣に小学校があるわけですから、そうすると、この後で設計図とかそういうところが出ていますけれども、またその小学校、中学校を

どういうふうにしていくかということ考えたような中学校の統廃合を考えていってほしいと思います。今回の場合には本当に大変だったろうなという気がしますね。

次長 今御指摘ございましたけれども、私どもとしても、何も場当たりに統合を考えているつもりはないのですけれども、実際地域に入ってみますと、やはり今まで制度のつくりの整合性のない部分、矛盾といってもいいようなところがいろいろ出てきてしまうのは現実でございます、例えば小中の学区域も必ずしも整合性がない。

それと、例えば子どものことですから、育成会とかのかかわりが出てきますけれども、出張所の管轄とも一致してない。それと今御指摘があったように、都市整備方針とも必ずしも一致しない。そんなところが実はあるわけでございまして、今基本構想、基本計画、それと都市マスタープランの審議も進めておりますけれども、願わくば私どもとしてもそういったところとの整合性、特に教育委員会でございますので、中学校と小学校は、そうでなくても小中連携というふうに今言っているわけですから、その辺のつながりをうまく考えていかないと、やはり先々詰まってしまうなというようなことがあるわけで、また適正配置計画もこれで終わりじゃありませんので、この後もいろんな形で考えていかなければいけないわけです。その辺のお知恵を拝借しながら、小中の連携、あとは幼児教育のことも考えなければいけませんし、総合的に検討させていただきたいなというふうに思っております。

白井委員 木島委員のと基本的な形では同意見なんです、それともう1つ、今議論しているのはハード面というか、やはり数が少なくなってきた、それをコスト的な意味でもどこかにまとめるというような部分の形で進められているような気もするのです。そういう意味ではどういう地域をつくって、そこに学校をどう位置づけるのかというので考えてほしいというのは木島委員と同意見なんです、私としてはもう1つ、子どもが教育を受ける側から見て、適正な1クラスの人数と適正なクラスですね、私はやはり、1学年3クラスぐらいは40人学級で、それぐらいの集団の中で小学校なら6年間クラスがえをしながら、ぶつかりながらも成長していった、それでぶつかってクラスがえをすることによって逃げ場が学校内でもあるような、そういうようなやはり学校の中身という部分で考えて、地域の方にも考えていただけないかなというふうにすごく思うのです。

それで、ちょっと遠くても、小学生ぐらいになると、まあ安全面の確保というのは別な観点からまた考えればいいのであって、学校生活をするにおいて、適正規模じゃなくて、適正な人数というようなソフト面をもうちょっと区民の皆さんも考えてもいいのじゃないかなというふうに私はちょっと思っていますので、別に行政のことを批判しているのではなくて、

やはり統廃合における視点がちょっと違うのではないかなという気をちょっと持っていますので、一言意見させていただきます。

内藤委員長 よろしいですか。

ほかに御質問がなければ、次に、報告3、これもちょっと関連があるといえば関連がありますね。西戸山地区中学校統合に伴う区道22 - 980号線の廃止について。報告3について、御質疑のある方はどうぞ。

これはこの方針で進めていただいて結構だと思いますけれども、区道廃止で。ただもともと西戸山中と西戸山小、これはまさに隣組というか、これで校庭の境もなくなって、グラウンドも一体化するということになると、小中一貫校のモデルケースというような考え方も当然出てくると思うのですが、その辺の展望はあるのでしょうか。

教育環境整備課長 当然この統合の話が昨年12月に出て以来、さらに小中連携みたいなところも視点の1つに入っております。委員ただいま御指摘のように、地続きになれば、一体利用という形で、そのグラウンド部分を中心とした、そういった小中連携のようなカリキュラムとか、そういったものも若干工夫できるような形で、小中連携が実現するのではないかなというようなことで、統合協議会の中でも話されております。

それで、具体的にこれが実現して、具体的な設計の段になりましたら、その辺の小中連携も視野に入れた形で校舎の設計等に当たってまいりたいというように考えております。

内藤委員長 よろしいでしょうか。

ほかに御質問がなければ、次に、報告4について、御質疑のある方はどうぞ。

これは例の四谷地区三小学校統合協議会。これは報告5でまた出てきますね。こっちは子ども園か、失礼しました。この四谷地区三小学校統合について、よろしいでしょうか。

それでは、ほかに御質問がなければ、報告5から報告8までについて、一括して報告を受け、質疑を行います。

事務局から説明をお願いします。

副参事 それでは報告5、四谷子ども園の園歌・園章について報告をさせていただきます。

子ども園の園歌・園章については、併設する四谷小学校に合わせて、子ども園の園歌・園章の策定委員会を独自に設置し、この間検討を進めてきたところですが、最終的にその内容が固まりましたので、本日報告をさせていただきます。

報告の内容としては3点ございます。決定までの経緯、それから園章の由来、それから園歌の歌詞、後ほどテープで同じような形で試聴していただければと思っております。



まず、決定までの経緯についてですけれども、資料を1枚おめくりいただければと思っております。17年11月21日に統合する3つの園、この場合、四谷の第三幼稚園、第四幼稚園、三栄町保育園の園長、主任、それから小学校の図工、音楽の専科の先生からなる策定委員会を設置いたしております。また12月には、歌詞に入れたい言葉、曲風、推薦したい作詞家、作曲家、園章のデザインについて3園の保護者、職員、地域の方にアンケートを実施いたしまして、18年の2月にアンケート結果を取りまとめた上で、今年度、19年度、園歌の作詞、作曲、編曲、そして園章のデザインをデザイン会社に委託してまいりました。

園歌の作詞、作曲、編曲については、保護者の声も踏まえ、新宿区の名誉区民、四谷になじみがある、子どもたちに人気のあるアンパンマンの作者としてやなせたかしさんをお願いをいたしました。また、園章については、策定委員会で基本的な考え方を整理し、デザイン会社に発注をしたものでございます。

そして10月13日の子ども園条例の議決によりまして、四谷子ども園の正式名称が確定をしたということを踏まえまして、策定委員会で作詞、作曲、編曲等の最終的な内容を確認し、本日の当委員会での報告の運びという形になってございます。

次に、園章の由来、園章に込めた意味という部分についてでございます。園章については資料に記載のとおり、四谷第三幼稚園、四谷第四幼稚園、三栄町保育園が一体化して子ども園が誕生する。大空に広がる躍動感と優しく包み込むイメージで3園を羽で表現をしている。その羽は四谷の地名、あるいは四谷子ども園のイニシャルである「Y」の字で表現をしているというようなものを図案化したものでございます。また、周囲の黄色い部分ですけれども、この部分は明るい太陽のような子どもらしさを象徴しているといった内容を表現をしているものでございます。

次のページをお開きいただければと思います。こちらが園歌のいわゆる歌詞カードと申しますが、歌詞の内容でございます。保護者のアンケートにございました「友だち」ですとか「元気」「勇氣」「ニコニコ笑顔」「みんな仲良し」こういったような言葉、あるいは曲風として明るい、覚えやすい、元気が出る、特に子どもが覚えやすいといった点に留意をして作詞・作曲をしてくださいということをお願いをして、最終的に決定したものでございます。

保護者との関係でございますけれども、12月2日に四谷幼保一元化懇談会という、3園の保護者、それから地域の方が入っている懇談会がございます。こうした懇談会にも報告をさせていただいて、一定の意見も聞いて、本日これから聞いていただくというふうに思っております。

それではお願いします。

〔園歌再生〕

副参事 以上、報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

教育指導課長 報告6、新宿子どもほっとラインの状況報告をさせていただきます。

いわゆるいじめの深刻な問題を受けて、緊急対応的に教育指導課内に新宿子どもほっとラインを設置したところでございます。非常勤の職員6名で前半、後半と2交代制で9時から午後8時まで行って、いじめに特化したほっとラインを受けているところでございますが、幸いにしてというか。いたずら電話のようなものは今のところ見受けられません。

相談件数は17件で、内訳はその資料に示されたとおりでございます。相談内容も、ほとんど小学生が多いわけですがけれども、相談の中には、お子さまが相談をしていて、そばにきつとお母さんか何かがお近くにいて、頑張っあなたが自分の力で相談をしてみなさい、そういうふうに励ましつつ電話をかけていただけていることがうかがい知れるような状況もございます。

これにつきましては、教育委員会内に設置しておりますので、というか、いじめはすべてそうなんですけれども、必ず解決させなければいけません。特に相談員が受けて、電話対応で済む場合もありますけれども、済まないと見て取ったときには、必ず指導主事につなげて、学校の管理職と状況等を把握して、必ず解決していく。困難な状況にあっては特別支援チームを立ち上げて学校をサポートしていく、そういうシステムで行っているところであります。

ただいま机上に子どもたちに周知したほっとラインのカードを配らせていただいております。低学年用と高学年、中学生用と2種類用意して周知しているところでございます。

以上、報告でございます。

生涯学習振興課長 私の方からは、まずは新宿区社会教育委員の委嘱について御報告させていただきます。

社会教育法及び新宿区社会教育委員の設置に関する条例に基づきまして、今週の金曜日、12月15日に委嘱をする予定でございます。第16期の新宿区の社会教育委員でございます。任期は2年でございます。候補者の名簿は記載のとおりでございます。

続きまして、入学前プログラム事業の実施について御報告をさせていただきます。

平成18年度新規事業「乳幼児期の家庭教育支援」がございます。そのうち、3カ月時の健診に行くブックスタートについては以前に御報告させていただきました。今回は、「小学校入学前幼児の保護者」対象事業として、「入学前プログラム」事業について御報告させてい

たきます。

概要です。小学校入学前の就学時健康診断時に、子供向けには遊びを通した仲間づくりのための活動、保護者向けには子どもの自立をテーマとしたワークショップを行います。それで「入学前の家庭」を対象とした家庭教育支援事業を実施いたしました。

目的ですが、小学校に入学予定のすべての幼児・保護者が参加する、ここがポイントでございます。その就学時健康診断時を利用するということです。それで遊びや学びを共有することで、子ども同士、保護者同士の連帯感や参画意識を高める。特に保育園、私立幼稚園児保護者等、今まで対象となりづらかった保護者への参加を促すということに意義があるというふうに感じております。できるだけ多く、基本的に全員参加ということを目指しております。

3の規模ですが、今回6校で行いました。原則として2回ということです。1回目が健康診断、2回目は翌日曜日に実施ということで、この表のとおりを実施いたしました。

内容・参加状況ですが、第1回目の健康診断時には、健診後30分程度、保護者向けにコミュニケーション手法などのワークショップ、それから子供向けにはリズムやコミュニケーションゲームを行いました。

2回目の日曜日は、午前10時から90分程度、親子とも自立をテーマとした活動を実施し、生活習慣の確立等を目的としました。

参加者の状況ですが、初回の参加、第1回目はほぼ全員、2回目の実施をしたときは平均して34%の参加でございます。第2回目には託児も用意をいたしました。それから今回は東京都の生活習慣確立プロジェクトと連携して実施したものでございます。

今後の予定です。2月には、今度は新1年生の保護者会を利用しまして行います。これは3校を予定をしております。内容的には同じものでございます。それからさらに来年度ですが、19年度にはこの健康診断時を利用するもの、それから保護者会を利用するもので、全校で実施する予定、小学校は来年度29校ですが、全校で実施する予定ということでございます。

あと、添付資料として、そのチラシとか、それから東京都の方に載ったもの、記録等をつけましたので、よろしく願いいたします。

内藤委員長 説明が終わりました。報告5について、四谷子ども園の園歌・園章について、御質疑のある方はどうぞ。

これは、園章も園歌も大変、特に園歌は非常に弾むようなリズムで、結構だと思いますね。よろしいでしょうか。

ほかに御質問がなければ、次に、報告6、新宿区子どもほっとラインの状況について、御質疑のある方はどうぞ。

これは私、ちょっと説明を聞き落としたかもしれませんが、これは解決に至った、まあすべて解決したというふうに判定するのは難しいのですが、学校が特定されて、その電話の後はどういうふうになっているのですか。

教育指導課長 ここにありますように、学校名が判明したものは6件でございますので、判明した場合は、相談者の了解を得てということになりますけれども、当然学校に連絡をさせていただきます。基本的には校長か副校長、管理職に連絡をして状況を確認してございます。

その場合、学校も全く把握してなかったという場合もありますから、それはまた程度によって学校にお願いをすることによって解決を見ていく場合もあります。それから、学校がこのほっとラインからの情報ではなくて、既に継続した指導を行っているという場合もございます。

いずれにしても、例えば初めて知った場合でも、1つの事例ですけれども、いろいろトラブルというか、子どもたちが成長の過程の中では、いさかいとかけんかもあるわけですけれども、お子さんによってはそれが嫌がらせを受けている、いじめられているという気持ちがあるわけですので、十分に担任なり養護教諭なり、あるいはスクールカウンセラーがケアをしていく。またそれは状況によっては、保護者にも連絡する。保護者も実はなかなか学校には連絡しにくかったけれども、一番心配しているというような場合があるわけですから、間違いなく学校がその状況を把握してケアをしていきますよということで、それが子どもたちのいろんな気持ちがありますから、それですべてきれいな気持ちの清算ができるということは、それはなかなか難しいわけですけれども、少なくとも学校の関係者がきちっと把握をして子どもを確実に見守っていくという中で、子どもも勇気とか落ち着きが出てまいりますし、事例では校長が、よくほっとラインに電話をしてくれたねというような形でコミュニケーションを保って、そして教員同士がすべて連絡を取り合って、放課後必ずだれかがあの子どもについてはきょう1日どうだったというふうに確認していこうとか、そんなような対応をしています。

それで、子どもも、きょうは1日楽しかったと。笑顔が出てそういう言葉が出てくれば、それは一応のほっとラインからの情報としては解決をしたというふうに判断はいたしますが、しかしこれはまた、形を変えた、あるいは相手をかえた形でまたいじめに悩むということはあるわけですから、常に継続して目を離さない、いわゆるきめの細かい指導を行っていくと

いう点では、決して油断することがないということを踏まえて、一定の解決を見た場合、あるいは課題が残っているのでそれは引き続ききめの細かい指導を継続していく、そういう判断をしているところでございます。

内藤委員長 はい、どうぞ

熊谷委員 簡単な質問なんですけれども、相談件数17件のうち、11件が区内で、その内訳が出ていますよね。6件、4件、1件。それで、この区外6件というのは、ちょっとよくわからないのですけれども、区外から区内に通われている、そういう児童・生徒からの苦情というか相談なのか、もしそれがそういう相談であると、その相談内容というのは2番の方の中に含まれているのか、ちょっとこの区外・区内のもう少し詳しい説明をしていただくと助かりますけれども。

教育指導課長 この区外のものにつきましては、ほとんど高校生だったという内訳が実はございまして、その電話の相談をしてとりあえず緊急性というか、重篤というものはないので、今後また悩みがあるならこの電話を利用してもいいですよと、そういう形で対応しているところでございます。

内藤委員長 いじめの相談というカテゴリーにも入らない、そういう意味ですか。

教育指導課長 1つひとつの案件が違いますので一概には言えないと思うのですけれども、とりあえずはいじめということで受けていますので、私どもはこれまではいじめという1つの概念規定は、一方的に継続的に強い者が弱いものにとかいう、そういうことであつたわけで、そういうことでいくとかなりの部分がそうじゃないというような集計になってしまうわけで、それがまずそもそもまずいだろう。とにかく本人ないし周りのご家族などがいじめられているという認識があつて、それをとりあえず1件として数えましょうということにとらえていますので、相談を受けたりして、電話を受けて相談を受けた中で、中にはこれはちょっといじめではないなというものは当然あるわけですけれども、基本的には受けた電話について、問題意識としてはすべていじめである、そして対応する、処理するという、組織としてはそういう気持ちでやっていることを御理解いただきたいと思います。

白井委員 今のは別に、高校生だけど、からかいとか、そういうような電話ではなくて、悩みの相談ではあつたという部分ではいいのですね。

教育指導課長 そのとおりでございます。

内藤委員長 これは、そんなことはないと思うけれども、区内は対応するけれども、区外は知らないということではないように。やはりそれは電話をかけてくるというのはそれだけ、

高校生であろうと、区外であろうと、それだけの悩みがあるわけですから、それはやはり区外の高校であれば、学校に連絡することが適切であれば、やはりそういう対応をとるということは必要だと思います。

教育指導課長 担当者、私どもすべてのスタッフは、この電話を設置したことに伴いまして、すべて最悪の状況ということを考えて対応しているところでございます。ですので、電話相談でまたかけてくればということで、明るい電話で終わるときもありますし、そうでないことも今後起こり得るわけですし、それが区内外にとらわれず、大事な命がかかっているのだという認識でありますので、もちろんお名前を言っていれば、私どもから区外の例えば教育委員会なり所管のところにきちっと連絡をして、そして連絡をしたから終わりということじゃなくて、その行く末がどのように、私どもが考えているのと同じように学校現場なりにきちっと届いて認識されているのか、そこまでやはり責任を持つべきということで取り組んでいるところでございます。

白井委員 今回の区外の件でとても興味深いのでお聞きしたいのですが、区内は小中学校にこれを配ったわけですね。区外の方というのは、新聞とかに出ているからそれで知ったのでしょうかね。この電話番号を知った経緯で6件も来ているというのが大変興味深いところで。

教育指導課長 これを知り得たうちの1つの事例は、NHKのニュースを見て、それでかけてきたという事例がございました。それ以外にも、ホームページ等ございますので、すべての知り得たのはどこかということはちょっと確認してありませんけれども、そうした事例もございました。

白井委員 その点ではこういうのが需要があるというか、やはりだれかに聞いてほしいという部分を高校生でも持っていてということですね。

木島委員 こういうふうに一生涯懸命教育委員会なり学校側は手を打とうとしているわけですが、私この間初めて、生徒の側から運動が起きてきたという、いじめを自分たちで解決するのだという、そういうようなのがいつかあるのじゃないかなと思っていたら、ようやく出てきたのですけれども、つまり生徒会とかそういうものがあるわけですね。

それで、今までの声は生徒側から出てきてなかった。それが今回出てくるようになった。実際にこの新宿で、その小学校・中学校を通じてそういうような報告を受けていますか。

教育指導課長 子どもたちの中からそうした動きがあったということは報告としては受けておりません。ただ既に学校の中でそうした話し合いを今委員が御指摘のような生徒会レベルで取り組んでいくべきじゃないかというような、これはむしろ教師がそうした子どもたちの

自主性、自律性、自発性を生かしていこうというような形で考えていかなければならないという動きは出てきております。

また、若干委員のご指摘とは違うのですけれども、今月12月25日、学校の終業式が終わった午後には、中学校の生徒会の役員の意見交流会というのがございまして、そこで今回のいじめのについて積極的な意見を交流させて、それをまた自校に持って帰って、今委員の御指摘のような形で高まりをすることが必要というふうに考えております。

また、本日午前中校長会がございましたけれども、今後来年度の教育課程の中には、委員の御指摘のような形で児童会や生徒会が主体的にこうした問題に取り組むように教育課程の中では考えてもらいたいということをお願いしたところでありますので、今後教育課程の届出説明会等では、具体的にどんな形でやるのが有効かというようなことも研究して取り組んでまいりたいと思っております。

白井委員 今、木島委員のお話にもありましたし、また前回の内藤委員からの、やはり生徒からの自発的な解決努力、それと、きょう報告1の代表質問に関する答弁の最後で、生徒会活動を盛んにしていゆる自己解決力という答弁をよくしているので、一応手前味噌ですけれども、弁護士会の方で法教育という形でルールをつくる。たまたまこの委員会が終わった後、ちょっとご相談させていただきたいと思って資料を持ってきているのですけれども、やはり自分の思ったことをきちんと言葉に出して話して、それぞれの利害を調整して1つのルールというか、それがつくられていくというようなプログラムみたいなのをやっているの、その辺のところは御参考になれば後で提案させていただきたいと思っております。

教育指導課長 このいじめのことにつきましては、先月この委員会で臨時でかなり集中的にかつ具体的な御意見をいただきました。ですので、生徒会活動などについても、答弁にもございましたけれども、とにかく学校の中で、むしろいじめほっとラインが緊急対応的であれば、そうした対応は中長期的にきちっと根づかせてやらなければいけないということで、着実に御意見を反映させていただいておりますし、まあ例えば保護者会の持ち方とか、親と親とのコミュニケーション、親と子どもと学校とのコミュニケーションということでは、白井委員からも保護者会とか、そしてネットワークの持ち方も受けておりますので、それも校長の経営方針の中に取り入れて、反映させていきたいと考えておりますので、今後ともこの件に関して積極的に、ご遠慮なさらずに言っていただければ、必ず学校現場に反映させるような施策にしていまいりますのでよろしく願いいたします。

熊谷委員 大変なご苦勞をされていて、教育指導課並びに課長さんには本当に頭が下がります。

すけれども、今ちょっと緊急対応とか対症療法的とおっしゃったですけれども、これのできた経緯は、確かに社会問題化したし、それからいろいろなことがあって、潜在的にあるいじめがなかなか顕在化しないことに対する対応を早急にすべきだという、こういうことでこのほっとラインをおつくりになったと思うのです。これは大変タイミングも、それからきょうの御報告をいただいた件についても、効果的だったと思うのですけれども、今までの、まだ少ない日数しかたっていませんけれども、これを実際に担当されていて、こういうほっとラインというのは一過性じゃなくて、将来もずっと教育委員会の中に設けておいた方が、いろんな意味で役に立つといいですか、子どもたちの不安にこたえられるというふうにお感じになっているのか。そういうことになれば、これを常設化していくためにはそれなりの予算とか人とかということをきちっと考えて、そういうほっとラインの係をつくってもいいと思いますけれども、その辺の感触はいかがですか。

教育指導課長 今委員が御指摘のように、この今回の件は、件数が17件というのを多いととらえるか少ないととらえるかは難しいところですが、少なくとも子どもたちの不安の解消の大きな1つのシステムだというふうに受けとめておりますし、きょう御報告したのは、どちらかと言えば子供同士のいさかいとか、からかいとか、ひそひそ話ということですが、このほっとラインがもしなければ、これはもっともっと沈潜化していったら、非常に重篤な状態になったときにはじけるということも考えられるわけですので、そういう点では私はこれは非常に効果があったと。これがすべての解決とは決して思っておりませんが、これはやってよかったというふうに思っています。今後十分この効果を検証して、今後につながる方向を考えるべきというふうに思っておるところでございます。

白井委員 今検証の話が出ましたので、ぜひその部分をやっていただきたいと思いますが、何かの報告のときに、いじめが小学校5～6年と書いてあったような気がしたのですけれども、私の経験では小学校3年、その時期からトラブルが始まるという部分で、経験的にも結構そうだったのですね。

それで今回の相談内容をみると、やはり小学校3年生が結構多いので、やはり言われているとおりなんだなというのをちょっと、これは短い期間ですよ、1カ月ぐらいですか、半月ですか、ああ1週間ですか。だから、成果もすごいし、その内容も結構言われているとおりの形で出てくるので、ぜひその辺また、まとめというか、簡単でいいので、その辺の検証できるようなものを出していただければと思います。

あと、前回熊谷委員が提案していますように、いじめの解決って、やはり事例検討しかな



いと思うので、その成功事例と失敗事例と悩んでいる事例ぐらいのを、校長会なのかどうか分からないのですが、やはりそういう定期的なものを会合を持って、それとこういうほっとラインに来る声とか、そういう会合をちょっと持っていったりしたらどうでしょうかという、まあオブザーバー的に教育委員が入ってほしいというのであれば、私なんかは入ってもいいと思っていますので、そういう形も考えていただければと思います。

木島委員 こういうことというのは非常にいいことですし、これは一時的なものじゃなくて続けてほしいという意見、これはもう当然そうしてほしいと思うのですが、いじめは決して今起こったわけじゃないので、昔からあったわけですけども、少子化になると余計それが奥へ隠れちゃうのだろうと思うのです。

その1つというのは、これとはちょっと話がずれちゃいますけれども、ぜひやってほしいのは、いわゆるPTAの役員になる方も、ぜひ父親に多く参加してもらわないと、今各学校のPTAというのは随分お母さんが多いのじゃないかなという感じがするのですね。やはり母親から見る目と、父親がそのぐらいのことはこうなんだよというような話と、それとやはり、その中に教員の、ある意味では非暴力というのは当然ですけども、教育指導するのに当たって、生徒にどのような形で指導していいのかというような論議まで、こういうようなことを検討する中で加えていただけないと、教員の方だったまらないと思うのですね。

それと、教員だって反対に周りからいじめられちゃうこともあるわけだし、そういうような全体的な、子どもだけではないのだというような、そういうことも中で論議してもらえるといいのではないかなと思いますけれども。

教育指導課長 やはり父親の参加ということも含めて、親とのコミュニケーションの持ち方というのは、私は学校の大きな課題だろうと思っています。まず校長の経営方針の中にそうしたことを取り入れて、学校がSOSではなくて、自校の教育課題でどう子どもを育てたいのか、そのために父親も含めた家庭の力というのがどう必要で、このように協力してもらいたいというか、具体的な発信力というのは私は学校が持つべきであるし、その持つべきアイデアとか支援のあり方を教育委員会が後方支援していくことが大切だと思っています。

そういう意味で、今この時期は学校が学校強化としてそうしたことを具体的に策を持って検討できるように、今後ここ2～3カ月はそうした支援を特化していくことも必要というふうに思っておりますので、ただいまの委員の御意見を踏まえまして取り組んでまいりたいと思っております。

内藤委員長 よろしいでしょうか。

では、ほかに御質問がなければ、次に、報告7、新宿区社会教育委員の委嘱について、御質疑のある方はどうぞ。よろしいですか。

では、御質問がなければ、次に、報告8、入学前プログラム事業の実施について、御質疑のある方はどうぞ。

木島委員 これは本当に大事だと思うのですよ。私なんかも診療所をやっていると、とてもじゃないけれども、おい、大丈夫なのかなというような、非常に多いわけですね。子どもがいじめということもありますけれども、親が成長してないのですよね。親になってないのですね。だから、こういうことというのは、周りにまた、そういう母親に対してこういうことよという注意をする方も減ってしまったのでしょうかね。

ですから、こういうことというのは、行政がやるだけではなく、それこそ経験の豊かな、子育てが終わったような方たちの、そういう人たちのいわゆるグループなんかとよく連絡をとって、またそういう方を有意義に利用してもらおうというのですかね、ボランティアになってもらうとかという形でやらないと、お母さん方というのは本当に子どもを甘やかしてしまうことがある。ただかわいがってあげればいい。病気になるともう何をしてもいいかわからない、パニックになってしまう。病院に連れていけば、もうそのまま自分は手も出さないというような、看護師さんにぼんと預けちゃうというような、そういうような実態がほとんどなんです。だから予防注射なんということはお母さんにとってはもう怖い一言でしかないわけですね。予防注射の必要性も理解してない。

だからそういうことを考えると、本当にこういう入学前のことというのは、本当に何回やってもいいのじゃないかと思えますね。ぜひ繰り返しやっていただきたいと思えます。

生涯学習振興課長 今委員のおっしゃってくださったとおりだというふうに考えております。そういう意味で、やはりすべての親、保護者に、そういう講師からのお話ということで指導助言等をするということとともに、御指摘もあったように、ボランティアの方、これは具体的にいえばPTAの方たちの協力もあって実現している面もございます。

それで、やはり健康診断時とか、こういうときにやるのが、いわゆる悉皆、全部を対象にできるので、今までの家庭教育ではなかなかその辺が抜けていた面がありますので、これからもしていきたいというふうに考えています。

それから、もう1つボランティアということ言えば、いわゆる3カ月時の健診のときのブックスタート、これなどはもう完全にボランティアの人たちに協力してもらってやっておりますし、その力がなければ実現できてないということもございますので、今後もそのよう

にしていきたいというふうに考えております。

内藤委員長 これはやはり健康診断にはみんな来るわけだけれども、2回目がちょっと参加率が低いですね。やむを得ないことではあるのだろうけれども、2回目も来てもらうというか、来させるというような工夫は考えておられますか。

生涯学習振興課長 ご指摘のとおりでございます。今回の場合は、この11月の時期といたしますと前後に学校の行事などが結構ありました。それから文化の日などがあって連休ということもありました。それからさらに、七五三ですね、そういうのも重なってありました。ということで、その辺がやはり課題だというように考えています。

ただ、日曜日にやりますと、お父さん、男性の方の参加もそれなりありますので、日曜日にもうまく来ていただくようにする。それで託児等もきちんと充実してやるということをしていきたいと思えます。2回目の参加は課題だと思っておりますので、検討していきたいというふうに考えております。

白井委員 質問なんですが、戸二小だけが3回やっているというのはどういう経緯があるのでしょうか。

生涯学習振興課長 戸二小の場合は1回目が短い時間しか取れなかったのです。ということで、その後2回やってフォローしたということでございます。ちなみに、2月に行う新1年生の保護者会のときも、1回目が短い時間しか取れないので、このときはその後日曜日、2回その後やるという、そういう形でございます。

白井委員 それと、先ほどの報告では、保育園と私立の幼稚園等の連携というか、連絡というのが難しいみたいなことがちょっと報告あったような気がするのですが、実際的な部分ではどういう難しさがあるのでしょうか。

生涯学習振興課長 私の方から申し上げたのは、保育園、私立幼稚園というのは、それまでは保護者は別々ですよ。それがこの入学前プログラムするときには一緒になれるということですね。初めてそこで会うということで、そういう意味でこれは意義がある。それまでは会えないのですが、このときに会えるということで、それで実際保育園の方、それから私立幼稚園の方、参加しておりますので、これはそういう意味で非常に意義があるということで申し上げます。

白井委員 ごめんなさい。私の方が聞き間違えていまして、ちょっと参加が少ないというような趣旨の方向で理解する、そうではなくて、参加自体は同じように参加していて、かなり意義があるという部分という御報告でしたのです。はい、失礼しました。

内藤委員長 よろしいですか。

熊谷委員 先ほどのほっとラインは私は恒常的にできるだけそれなりに教育委員会としてきちっと、今ちょっと教育指導課に余りにも負担がかかり過ぎているので、できるだけ早く改善して、それなりの対応をすべきだというふうに思いますけれども、逆に考えますと、これはちょっと、どちらかという、私から言わしていただくとちょっと由々しき問題で、小学校へ入る前の親のことまで手を差し伸べなければいけないということは、私は必ずしも誇れることではないなと。

それで、たまたま新宿区は早目にそういうことをやって大変好評だったというのは、マスコミはそういうとらえ方をしますけれども、もう少しほかの観点からすると、新宿区はそういうような、どちらかという未熟な家庭が多いのだというようなことにもなりかねないので、この辺はやはり、これも私、長期的なことできちっと考えていって、私はやはり手当てをすべきところはきちっとしていく。つまり今区長もおっしゃっている何かいわゆる骨太な計画というか考え方の中で考えていっていただきたいなと思います。

これは大変ご苦労されていて、効果が上がっているということを私は敬意を表しますけれども、でも先ほど木島委員が言われたように、何と申しますか、余りにもちょっと未熟過ぎるので、これは教育委員会なり生涯学習だけがこうすることではなくて、やはり社会なりあるいは新宿区全体としてそういうことに対応して、ただ教育だけじゃなくて、いわゆるすべてのことで家庭の生活の水準についてきちっと考えていくというようなことかなというふうになんか思いますので、健康診断時にちょこちょこことやって、それでというのでは余りにも、逆に言うと教育委員会に負担がかかりすぎるので、将来についてはもう少し総合的に考えていただいて、というのが意見でございます。

以上でございます。

木島委員 今の御意見は当然なんですけれども、経験した私なんかは、いわゆる就学時前健診ですよね、これは本当に教育委員会がかかわるのかどうかということも私は、確かに熊谷委員が言ったようなことなんです、連れてくるときに、まれにお父さんが連れてくることもあるんですけれども、ほとんどお母さんなんです。当然お母さんにしてみれば、自分の子どもを連れてくるから、服装もきちんとしたものを着て連れてきてくれる。まあお祖母さんがどうしてもお母さんが時間がないので連れてくることもありますけれども、ただ校医の立場からすると、じゃふだんこの子にどういう問題がありますかと聞いても、育児を担当していない人間はわからないわけですよ。だから、本当に子どもを育てている母親と父親な

りが、この子にはこういうところがあるのだとか、こういうところが気になるのだとかということを知くためには、少し大がかりな、かえって大がかりな、やるのだったらそこをきちんとして、これからこういうふうきちんとしてもらわないと新宿区でも困るということまで言ってもいいくらいなことなんですよ。

特に、人数がこれだけ減ってきちゃったわけですから、昔みたいに4倍も5倍もいるわけではないので、そこら辺のところはちょっと全体として考えて充実していかないと、幼稚園を終わってこれから小学校に入ったりしていくわけですから、幼稚園に入る時点からでもいじめがあったり何かするわけだし、母親の中でもいじめが起こっちゃうわけですから、そこら辺のところも、ここら辺からやはりしっかりやってもらわないといけないのじゃないかなと思いますけれども。

白井委員 熊谷委員の言うことはもっともだと本当に思うのですが、現実としては、やはり木島委員が言うようなお母さんがいる、それが多いいということがまず現状としてあるということですね。ただ木島委員が言うことも私ももっともだとは思いますが、母親がおるかなわけではなくて、やはり孤立して子育てをしているのですね。全部自分の判断ですべてやらなければいけないという状況があるものですから、どうしても余裕がない形にはやはりなっているのです。そういう意味では、木島委員も提案してくださったように、区長が言っている高齢者の生きがいとかという形の別の運動をしているようですけれども、私も高齢者の方の子育て観で助けられたこともすごくあるのですね。そういう意味では、高齢者の方のお力をかりるということは別個にやはり考えてもらっていいと思いますし、それと子ども園など、そういうところで一緒に遊ぶとか、あそこも逆に子どもだけじゃなくて、高齢者の方も出入りできれば、大人の目が自然な形で地域の目として入ってきて、管理者の目じゃない形で入ってくるという意味では、もうちょっと高齢者の方も御援助いただければいいのじゃないかなとまず思います。

あと、やはり入学プログラムに関しては木島委員と同意見で、保育園とかに行ってもなかなかお母さん同士の連携というか、時間帯も、重なる時間も幼稚園ほどないですし、また保育園、幼稚園といっても区内だけにいるわけでもないお母さんもいるので、小学校に入る前にお子さんとお母さんとお顔を合わせて、電話番号ぐらいを聞いて、何か困ったことがあったらちょっと聞けるとか、そういう場を与えてもらえるというのは、保護者としては多分助かると思うので、今の現状としてここまで逆にやらないと、入ってからの学校生活がなかなかうまく行ってないのじゃないかなという気は私もちょっと感じていますので、私はちょ

っとこの取り組みはまたいい形で続けていった方がいいのではないかなとは思っています。

それで、そのときやはりお父さんも、ここから参加していただいて、幼稚園とか保育園って、やはりお母さんに全部任せていますけれども、入学に当たってはお父さんも御一緒に来ていただいてということで、PRしていただけたらと思います。

教育政策課長 委員の皆さんのおっしゃることは本当に全部ごもっともだと思うのですが、じゃその仕掛けをどうつくっていくかということにつきましては、幼児教育のあり方検討会でも検討された経緯がございます。

1つはやはり相談機能を充実させる、あるいは相談機能の場所を多くするということが1つ。それからもう1つは、地域のネットワークづくりをどうするかということがあるのだと思っています。そのネットワークの中で、お子さんを持つお母さんたちがどうやって入っていくか、あるいは地域の中でそのお母さんたちにどうやってアプローチしていくかということが具体的な仕組みとして今問われているのだと思っています。ですからこれはあくまでも教育委員会だけの話ではなくて、区全体でそれぞれ本当に取り組まなければ、親育ても含めて、子どものいろんな行動に出てくるわけですので、大変大きな問題だというふうにとらえてございます。

内藤委員長 よろしいでしょうか。

ほかに御質問がなければ、これで報告8まで終わりましたので、本日の日程で報告9、その他となっていますが、事務局から報告事項がありますか。

教育政策課長 ございません。

内藤委員長 それでは報告事項は以上で終了といたします。

次に、協議に入ります。

それでは「協議1 教育行政の推進にあたって」について、事務局から説明をお願いします。

教育政策課長 お手元に「教育行政の推進にあたって」、もう1つ「教育行政の推進にあたって」の改正方針案A4縦1枚でございます。もう1つが、参考として同じく、18年度上半期の主な実績及び19年度以降の主な課題」ということで、3部お手元に資料が行ってございます。本日は、この「教育行政の推進にあたって」の縦A4の案で説明させていただきます。

前回、定例教育委員会で基本方針の一部改正の確認を協議いただきまして、本日は具体的にその基本方針の一部改正素案の提示をさせていただいて説明させていただき、審議していただき、改正も含めてご協議いただくということでございます。

今後の予定でございますけれども、来年の1月の定例委員会で改正案の審議をまたいたします。2月の定例教育委員会で議案として「教育行政の推進にあたって」を議決していただく。3月には区民向けのそれをもとにしたカラー刷りの要約版を作成する、こういう形で今後進んでいく予定でございます。

それで、参考になっているA4横の「18年度上半期の主な実績及び19年度以降の主な課題」というところで、特にその19年度以降の主な課題については、この本日説明させていただく改正案のところに盛り込んでございますので、これは後でござらんいただきたいと思っています。

それでは具体的に説明に入らせていただきます。

まず2ページを開いてください。基本方針1でございます。「地域社会や国際社会において信頼される人」を育てる教育の推進」のところでございますが、(1)と(2)は変更なしで、特に読み上げはいたしません。

(3)でございますけれども、文言追加をさせていただきます。2行目の「自他の生命を尊重する心」ということの中では、平成18年度の方針ではその「自他」というのが入ってございませんでした。これは、昨今のさまざまな事件、あるいはいじめの問題も含めて、「自他」という観点が必要だということで入れさせていただいたわけでございます。

次、(4)番でございますけれども、下線の部分でございますが、「生活習慣改善の取り組みを通じて、心身の発達や健康の状態を自らの確に把握し、健康でたくましい心と体づくりに努める態度を養う。」というふうに文言整理をして書いてございます。

次のページでございます。一応全部一通り説明させていただいてよろしいでしょうか。

内藤委員長 はい。

教育政策課長 次に、基本方針2でございますが、「確かな学力の育成と個性や創造力を伸ばす教育の推進」でございます。

(1)番のところでは、「児童・生徒一人ひとりの個性や可能性を伸ばし、「生きる力」を育む視点から、多様な学習活動の工夫と個に応じたきめ細かな指導を徹底するとともに、基礎・基本の確実な定着を図り、確かな学力を育成する。」ということで、18年度に比べてより具体的な表現にしたということでございます。

(2)番でございますけれども、2行目から、「自己の考えや思いを表現し、的確に伝える能力や態度を養うとともに、困難やストレスを自ら克服していく能力と態度を養う。」ということでは、特に困難やストレスを自ら克服していくということでは、自ら克服するよう

な、サポートしていく、教育の中でそういう態度を養うことが肝要だということの中では、昨今のいじめの問題からしても、これは必要だということで、文言を修正しながら付け加えたということでございます。

次、(3)番でございますけれども、1行目から読みさせていただきますと、「学習効果を高める少人数学習指導を充実するとともに、児童・生徒の実態や各学校の実情における課題に対応するため、「確かな学力推進員」等を配置する。また、国際社会における共生の視野をはぐくみ、実践的なコミュニケーション能力を育成するため、適切な講師を派遣する。」最初のところの「確かな学力推進員」というのは、18年度については「講師の増員」とだけにとどめてございましたけれども、これは18年度に名称が定まったということで、これを19年度には変えさせていただきます。

なお、「「確かな学力推進員」等」の「等」につきましては、授業改善推進員のことを指しているものでございます。

次に、「国際社会における共生の視野」というのが、18年度には「国際共生」というふうになってございましたけれども、これは「国際共生」という文言は耳慣れないということからしまして、表現を変えさせていただいたということでございます。

次、(4)番でございますけれども、5行目のところ、「学校評価制度や学校評議員制度の充実・活用を図る。」ということ、18年度では「外部評価」ということになってございましたけれども、学校評価制度という言い方が定着したということと、学校評議員制度につきましては、単に活用ではなくて、問題、課題意識として、現行の評議員については充実が必要だということも含めまして、ここに記述させていただいたということでございます。

(5)番でございます。「児童・生徒にわかりやすい授業を行うため、教員の資質や指導力について研究を進めるとともに、「授業改善推進員」を派遣し学校内の人材育成を支援するなど、校内研修の活性化と教員の授業力の向上を図る。」ということでございます。

この18年度につきましては、2行目のところで、「研究・検討」と入ってございますけれども、19年度は検討を除いてございますのは、「教え上手のあり方検討会」が終了したものですから、その検討ということを除かせていただきました。

それから、その後の部分の下線につきましては、より具体的な表現にしまして、特に質の高い授業という客観的な言い方ではなくて、「教員の授業力」と具体的に書かせていただいたということでございます。

次のページでございます。(6)番から(8)番までは変更なしでございます。



すみません、さっきのところ、基本方針2の(3)番でございます。間違っただけを言ってしまうと、基本方針2の(3)番でございますが、「「確かな学力推進員」等」の「等」につきましては、先ほど「授業改善推進員」と申し上げましたけれども、「教育補助員」のことでございます。

次に、戻りまして、(6)と(7)、(8)については変更なしでございます。(9)でございますけれども、文言整理でございますけれども、「職業体験や社会人と接する機会となる体験活動を活かし、学校の教育活動全体を通して、発達段階に応じた望ましい勤労観や職業観を育成するための教育を推進する。」ということでは、「等」を取ったというのは、先ほど「等」と使いましたけれども、なるべくあいまいな表現は避けるということで、そういうふうにしていただきました。

それから体験活動というのをより重視した表現にいたしました。そこで文言整理ということでございます。

次のページでございます。基本方針3でございますが、「魅力ある教育環境づくりの推進」でございます。

(1)番でございますけれども、2行目からでございます。「幼児教育内容の充実と教育環境の整備を図る。」ということの中では、18年度は「今後の方向性を示していく。」となっておりますけれども、18年度に幼児教育のあり方検討会が終了しまして、19年度については具体的な施策の検討に入るわけでございますので、文言の修正をさせていただきました。

次、(2)番でございますが、「幼稚園など就学前から小学校及び小学校・中学校間において発達に即した計画的な教育を推進するため、教員間の相互交流や指導方法の調査・研究を通じ、学習指導、生活指導や学校運営などに係わる継続的な連携教育の充実を図る。」ということに直させていただきました。これは、特に幼稚園だけではなくて、保育園も含めた就学前の子どもを表現したために、そういうふうな「幼稚園など就学前から」という形にさせていただきました。

それからもう1つは、連携の具体的な方策を入れさせていただきました。教員間の相互交流等々のところで、具体的な方策を入れさせていただいたということでございます。

次、(3)番でございますけれども、1行目の「適切な学校関連情報の提供」ということを入れさせていただきました。これは文言の追加でございます。現状はかなりやっております、特に学校の施設関係だとか、学童クラブとか、児童館の説明もやっておりますので、そういうことを具体的な記述として「適切な学校関連情報」という形で表現させていただい

たということでございます。

次、(4)番でございますが、18年度の下線のところ、「とりわけ幼稚園の保育室等及び中学校の図書室の空調化を進める。」というところが終了したので、これは削除させていただいたということでございます。

次、(5)番でございますけれども、「危険予知」を入れさせていただいて、18年度で「育成等安全確保のための教育活動」を、19年度では「危険予知・危機回避能力を育成するための安全教育の充実に努める。」ということでは、文言の整理と、それと危険予知に関しましては、事前に学校ごとに安全マップをつくってございますので、その項目を入れることで、危険予知という表現をさせていただいたということでございます。

次のページでございます。(6)でございます。「いじめや虐待、不登校などでメンタルケアを必要とする幼児・児童・生徒をサポートするため、学校などにおける指導体制の整備と「新宿区子ども家庭サポートネットワーク」における関係諸機関との連携を強化するとともに、教育センターを中心とした教育相談体制の充実を図る。また、いじめや不登校、自殺、問題行動等への早期対応や相談体制のあり方、防止プログラムに関する調査・研究の充実を図る。」ということでは、かなり文言の追加をしております。

1つ目の虐待のところでございますが、これは前回入っていませんでしたけれども、今日的な課題としては相当言われていますので、これは入れるべきだろうということでございます。

それから、幼児・児童・生徒のところでは、幼児のところでは幼稚園と子ども園をイメージしてございます。そのために「幼児・児童」というふうに直させていただきました。

それから、「学校など」については、「など」を入れさせていただいて、「新宿区の子ども家庭サポートネットワーク」につきましては、具体的な名称を表現させていただきました。

それから、「いじめや不登校、自殺」、特に自殺については、この自殺をタブー視しないということではこういう表現も入れた方がいいということで入れさせていただいたわけでございます。

それから「防止プログラム」でございますけれども、教育課程として授業や学級活動の中で取り上げるなど、実践例をプログラムの内容としてやっていくべきだということから、具体的に「防止プログラムに関する調査・研究の充実を図る。」ということで、文言を追加させていただきました。

次、(7)番でございます。4行目でございますけれども、「学校内の指導体制の充実を図

る」ということについて文言を追加、それから「また、特別支援教育センターを中心とした指導、巡回相談を構築するとともに、福祉・保健・医療等関係機関と連携・協力しながら、乳幼児期から学校卒業まで一貫した、的確な教育的支援を行う。」これは特別支援の活動についての記述でございます。これは通常学級への支援としてこういうことをやるということの中身でございます。

それから、上の方の「学校内の指導体制の充実を図る。」については、この視点は欠かせないということで、これを入れさせていただきました。

それから、18年度の下の方でございますけれども、「区立学校における支援体制を構築し、」ということについては、具体的に18年度に落二中で赤土学級を設置してございますので、これは除かせていただきました。

次、(8)番でございます。「学校経営を支える教員の資質・能力の育成、健康の保持・増進を図るため、教員一人ひとりの経験や適性に応じた研修の充実や教員のメンタルヘルスサポート体制の整備に努める。」これは新規に追加させていただいたものでございますが、6月の新人教諭の事件を含めまして、新規にこれは追加すべきだという考え方から追加させていただいたものでございます。

次のページでございます。基本方針4でございます。「学校・家庭・地域の教育力の向上と連携強化」でございますが、(1)(2)は変更なしでございます。

(3)でございますけれども、2行目から、「コミュニティスクールについての研究の成果を踏まえて、」ということが入っておりますが、これは先ほどの定例会の質問等にもございましたように、今後の課題としてこれを受けとめていることで追記をさせていただきました。

次、(4)番でございますけれども、「保護者が、家庭教育における自らの役割や重要性を自覚し、責任と自信をもって子どもを育て、必要なしつけができるよう学習機会を拡充する。」それから、「また、学校やPTA活動への参画意識を高められるよう、」ということを追記してございます。あるいは文言を整理してございます。これは先ほどから出ています親育てが重要との認識から、家庭教育におけるそういうものが必要だということで追記させていただいたものでございます。

それから、学校やPTA活動につきましては、保護者会への出席率の低さだとかPTA活動への未理解も意識した文言でございます。

次、(5)番でございます。2行目でございますけれども、「子どもを見守る体制づくりを

支援するとともに、」ということで文言修正を、「取り組みを行い、」から修正させていただきました。これは19年度から予算要求しているところでございますけれども、モデル地区で子どもの安全のための働きかけを地域にやっていくということを予定してございますので、それを意識した形で入れさせていただいたわけでございます。

次に、基本方針5でございます。「生涯にわたって学びつづけられる環境の整備」でございます。

(1)番は変更なしでございます。

(2)番については、これは新規で入れさせていただきました。この間、何度か報告させていただいておりますけれども、放課後子どもクラブの設置に係る新規の追加でございます。「放課後の学校施設を活用して、子どもたちが自由に集い、地域の大人とのふれあい、交流ができる遊びと学びの場をつくり、学校・家庭・地域が連携しながら、子どもの身体能力やコミュニケーション能力、学ぶ意欲の向上を図る。」ということで入れさせていただいたものでございます。

したがって、(3)(4)(5)は順次掲載順序が変更になります。(3)番については掲載順序の変更だけでございます。

(4)でございますが、2行目でございますけれども、「検討を進めるとともに、」これは図書館の記述でございますけれども、「区民の自主的な学習を支援し、地域に役立つ情報センターとしての機能を高め、」ということを追加して整理させていただいております。これは、図書館も地域課題の解決に資する図書館であるべきだ、そういうことをイメージして入れさせていただいたものでございます。

次、(5)番でございますけれども、2行目の「区民との協働を図りながら、」ということについては、昨今この視点は欠かせないというところからこれを入れさせていただいた、追加でございます。

以上、大変雑駁でございますが、説明を終わらせていただきます。

内藤委員長 説明が終わりました。御意見、御質問をどうぞ。

白井委員 質問なんですが、この方針というのはもうきょう決めてしまうということなんでしょうか。

教育政策課長 きょう一定の質疑をいただいて、次回でございます。次回もう1回質疑する機会がございます。それで2月に議決でございます。

白井委員 わかりました。今お聞きしたのは、私として提案したい部分とかもあるのですけ

れども、事務局等とそういう部分が可能かどうかと御相談してからのの方がと思ひまして。

教育政策課長 本日は協議の場でございますので、どうぞ言っていただいて、それをもとに事務局でまた訂正し直して今度出しますので、言っていただいた方がありがたいと思っています。

白井委員 わかりました。文言とかじゃなくて、例えば基本方針1の(3)のところで、この文言はそのまま別に異議はないのです。それで、さらにもし平成19年度で新たにまた、これだと去年と同じような形なので、さっき言った法教育というのが、ここに出ている正義や公正を重んじる、法教育ってどういうのかというと、基本的に自由で公正な民主主義社会を実現するために、法の基礎となっている定義とか、構成とか、そういうものを学んでもらうというようなことを目標にしている教育なんですね。それを学校現場で推進していく。それは文科省の学習指導要項にもことあたりから、来年度ですかね、入るといふような話も聞いているのです。法教育という言葉が入るかどうかわかりませんが、法務省と、あと文科省と、それを進めている形なんですね。そういう意味では、先取りした形で新宿区内において、例えば文言として入れるとしたら、さらに新たに法教育などの取り組みを検討するとか、今までやっていた教育プラス別な教育プログラムのものも検討するみたいな形はどうでしょうかというようなことなんですが、それができるかどうか、学校現場の、実際には授業の中でやっていただくので、総合学習の中でほかの区なんかではやったりしているのですけれども、その時間数を取らないといけないものですから、その辺はちょっと、先ほど言ったようにちょっと、教育指導課長等と、学校の現場のことを聞いてからとちょっと思ったのですが、一応そういう教育も来年度できたらなということで、ちょっと協議させていただきました。

教育政策課長 今ちょっと後ろでごしゃごしゃ話していますが、基本的には今お聞きしたことを、趣旨も含めて検討させていただいて、入れるものは入れたいと思っています。

白井委員 ですので、一応そういう考えがあるので、ちょっと教育指導課の方と協議させていただいて、正式に提案としては次回か、2月までの間に、できるのであればそういう形で協議させていただければと思うのですが。

内藤委員長 2月には議案として出てくるのですか。もう一回ぐらい。

教育長 もう一回、1月のときにですね。

白井委員 ですから、きょうとか、時間外でとって。

教育指導課長 勉強し直しまして。

内藤委員長 もう一編ぐらいは。

白井委員 大丈夫です。私は資料を持っていますので。その打ち合わせの部分だけ、具体的にできるかどうかだけの部分だけの、それが仮に無理だったら、方針を立てても実際にはできなかったということになってはいけないと思うので、一応そういう形で別個御相談させていただければと思います。

内藤委員長 きょうは大分時間がたっているので、この次、まあ2月という先であっても、ちょっといきなり議案として出てくるのは無理かもしれないね。だからもう一遍ちょっと協議する時間を。

教育政策課長 今のおっしゃったことは1月の、もう一度出させていただいて、そこで御協議いただいて、案を出しますので、御協議いただいて2月に決定するというところでよろしいでしょうか。

白井委員 はい。

内藤委員長 よろしいでしょうか。

ほかに御意見、御質問がなければ、協議は以上で終了いたします。

#### 閉 会

内藤委員長 本日の教育委員会は以上で閉会といたします。

午後 4時37分閉会